

保医発0907第5号
平成22年9月7日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について

処方せんについては、「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)において、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」を記載することとされているところであり、保険薬局はこれらの番号を調剤報酬明細書に記載することとされている。

しかしながら、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第2号及び第3号に規定されている医療機関は保険医療機関ではないため、医療機関コードが付与されておらず、平成22年10月1日以降に処方せんを発行する際に、医療機関コードを記載することができないため、「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部を下記のとおり改正することとするので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

なお、保険薬局は保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第3条において、健康保険法第63条第3項第2号及び第3号に規定されている医療機関の医師等が交付した処方せんについても、取り扱うこととされていることを申し添える。

記

- 別紙2の第5の4の2中「医療機関コードと同様の番号)を記載すること。」の下に「また、健康保険法第63条第3項第2号及び第3号に規定する医療機関については、「医療機関コード」欄に「9999999」の7桁を記載すること。」を加える。

(参考)

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(平成 51 年 8 月 7 日保医発第 82 号)
の一部改正について

改 正 後	改 正 前
<p>別紙2</p> <p>第5 処方せんの記載上の注意事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>4の2 「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」欄について</p> <p>「都道府県番号」欄には、保険医療機関の所在する都道府県番号 2 衢 (診療報酬明細書に記載する都道府県番号と同様の番号) を記載すること。「点数表番号」欄には、医科は 1 を、歯科は 3 を記載すること。「医療機関コード」欄には、それぞれの医療機関について定められた医療機関コード 7 衢 (診療報酬明細書に記載する医療機関コードと同様の番号) を記載すること。<u>また、健康保険法第 63 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に規定する医療機関については、「医療機関コード」欄に「9999999」の 7 衢を記載すること。</u>なお、これらの記載については、平成 22 年 9 月 30 日までの間は省略することができるものとする。</p> <p>5～9 (略)</p>	<p>別紙2</p> <p>第5 処方せんの記載上の注意事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>4の2 「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」欄について</p> <p>「都道府県番号」欄には、保険医療機関の所在する都道府県番号 2 衢 (診療報酬明細書に記載する都道府県番号と同様の番号) を記載すること。「点数表番号」欄には、医科は 1 を、歯科は 3 を記載すること。「医療機関コード」欄には、それぞれの医療機関について定められた医療機関コード 7 衢 (診療報酬明細書に記載する医療機関コードと同様の番号) を記載すること。なお、これらの記載については、平成 22 年 9 月 30 日までの間は省略することができるものとする。</p> <p>5～9 (略)</p>